

工場における 環境確保条例上の基本的な義務と 環境法令等の最新の動き

東京都環境局環境改善部
大気保全課基準担当



公害と聞いて何を思い浮かべますか

公害とは

法令上は、それぞれの現象面に着目して、
特定の環境の侵害を列挙し、定義している。



昭和30年代 場所不明

林立しているのは、**工場の煙突**です。
このように、当時は一般の住宅と工場
が軒を接していました。**黒い煙が街を
覆い、空はどんより曇り、遠くはかす
んで見通しがききません。**

一番手前に物干台が写っていますが、
**洗濯物を干しても煤(すす)で汚れて
しまう**ほどでした。

出典：写真集 記録「東京の公害」 <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/data/photo/scenery/index.html>

公害とは

東京都環境基本条例における定義

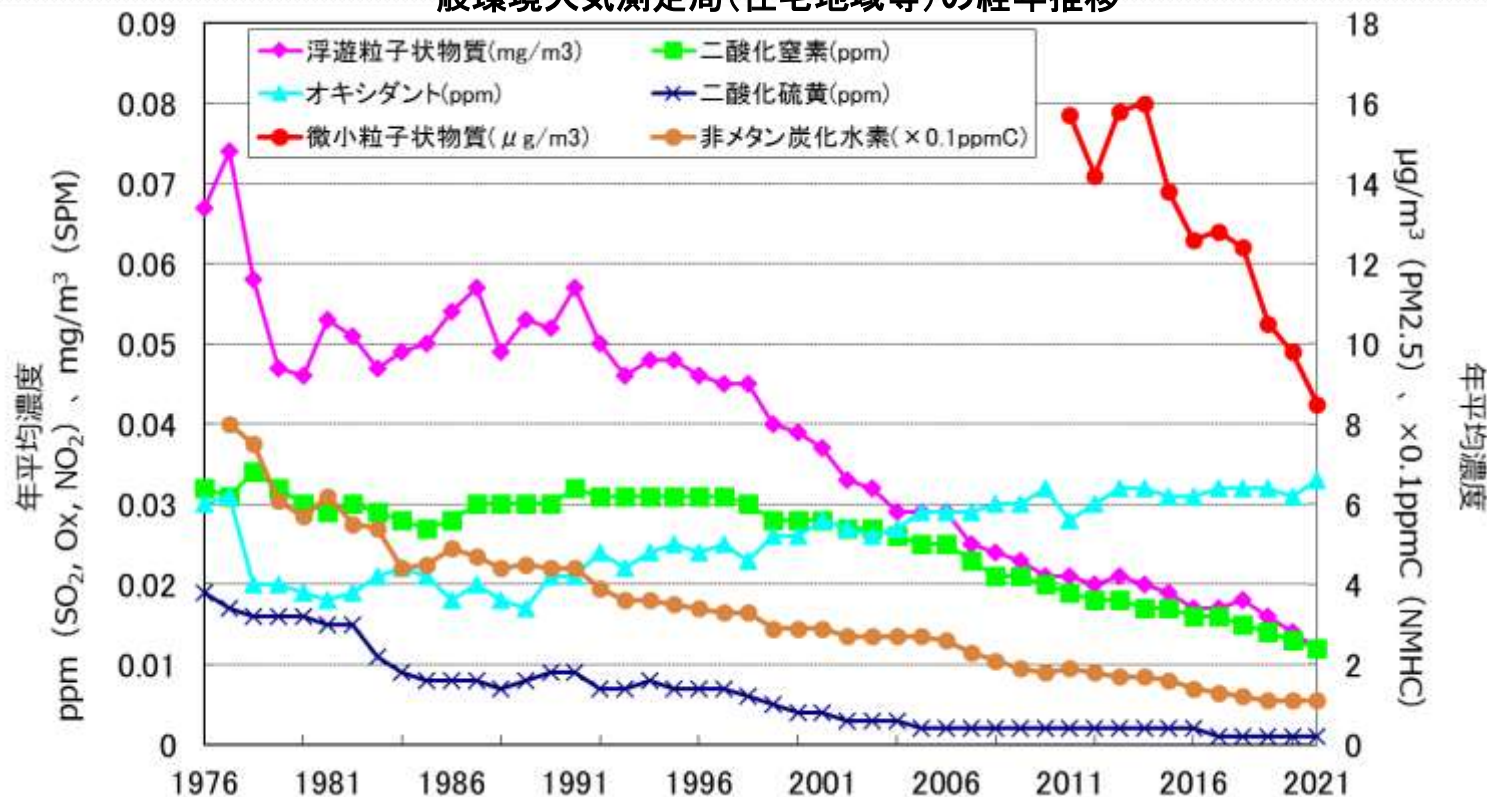
(第2条)

いわゆる典型7公害

この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、**人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害**されることをいう。

公害とは 都内の大気環境

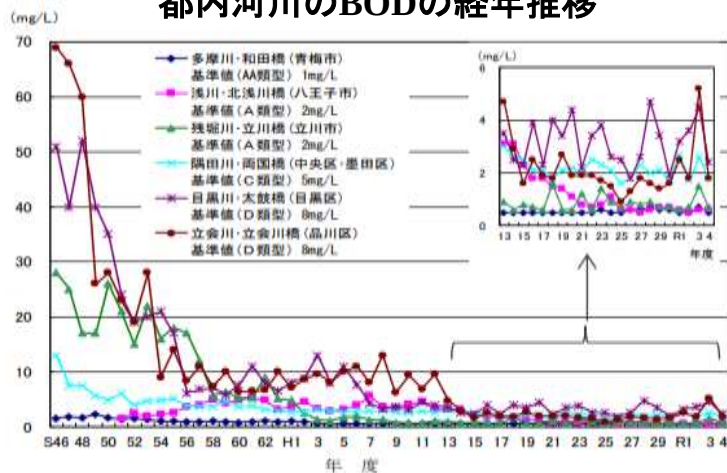
一般環境大気測定局(住宅地域等)の経年推移



※休止中の測定局を除く

公害とは 都内の水環境

都内河川のBODの経年推移



東京都内湾の全窒素の経年推移

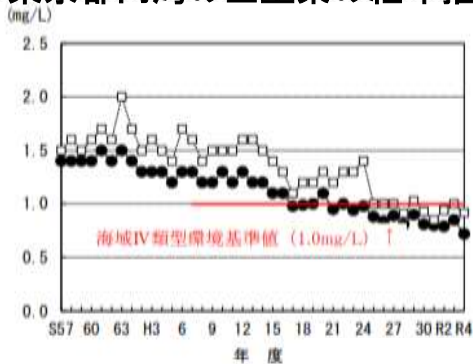
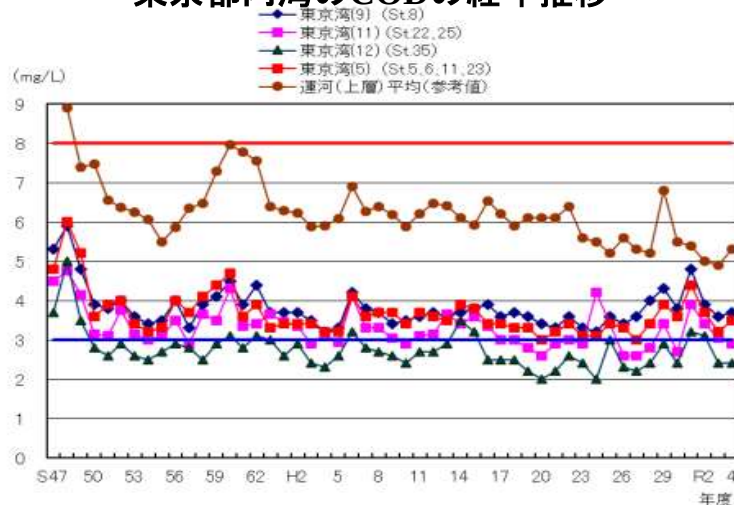


図6 全窒素の経年変化

東京都内湾のCODの経年推移



東京都内湾の全りんものの経年推移

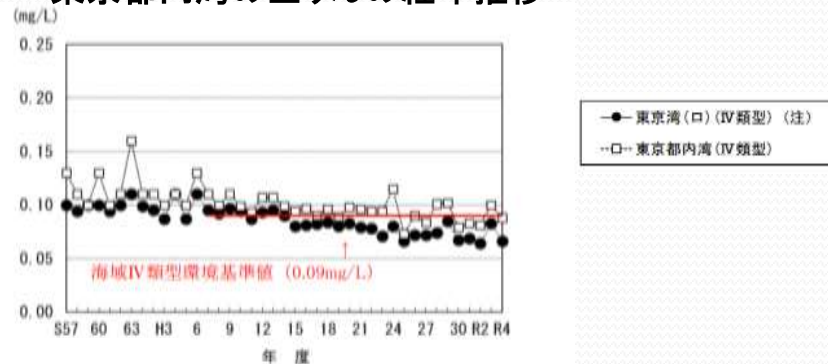
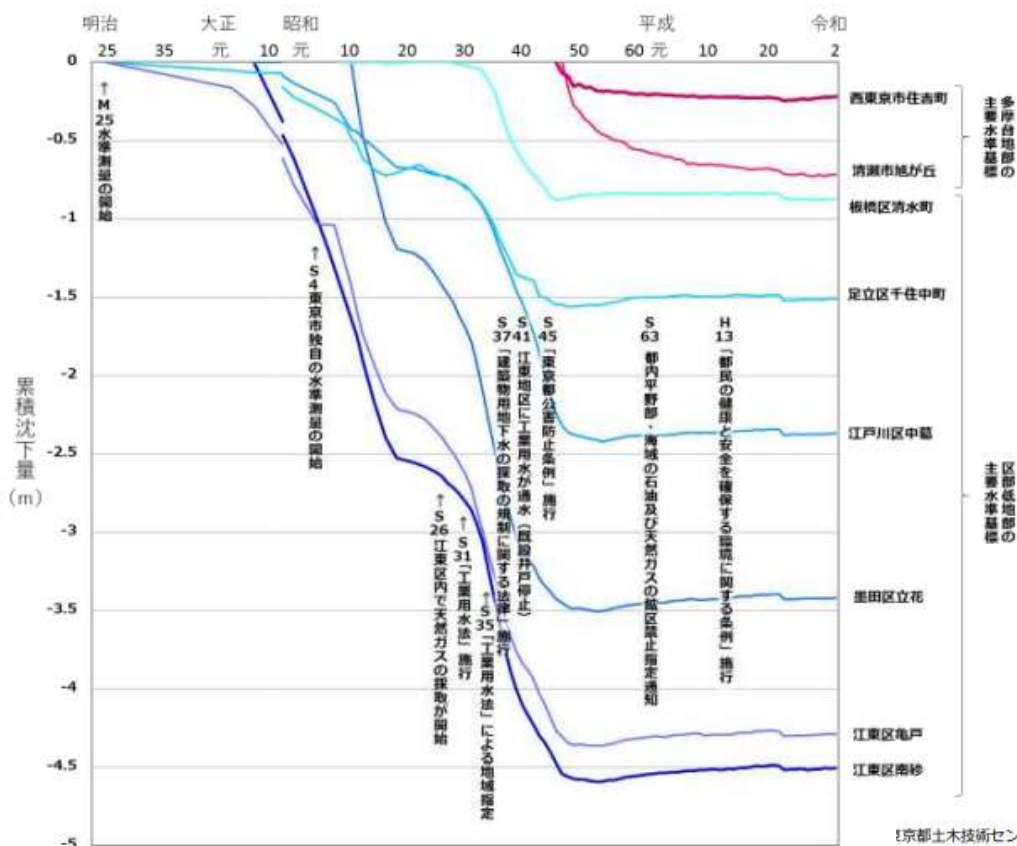


図7 全りんものの経年変化

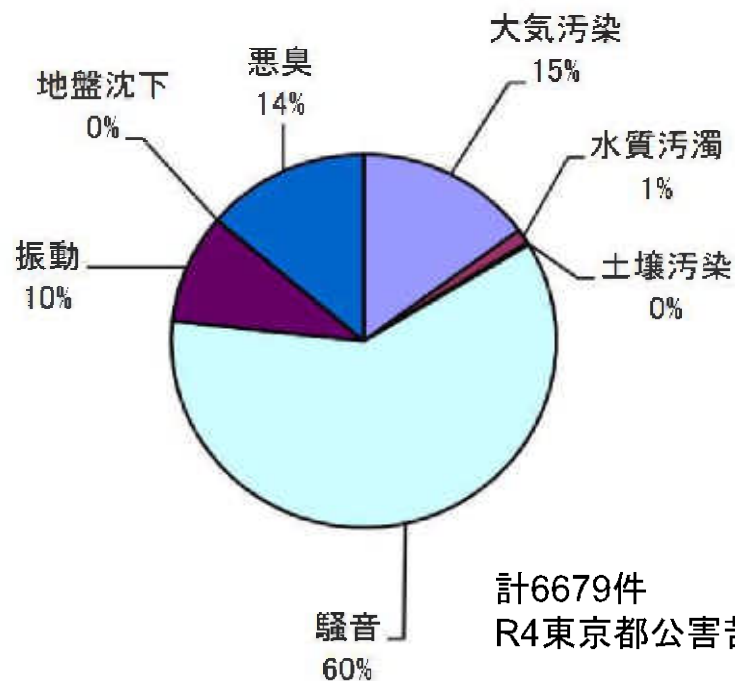
公害とは 都内の地盤沈下



江東区南砂町地盤沈下観測所のモニュメント

『京都土木技術センター、現東京都市土木技術支援・人材育成センター「地盤沈下調査報告書」^[2]より作成

公害とは 都内の騒音振動、悪臭



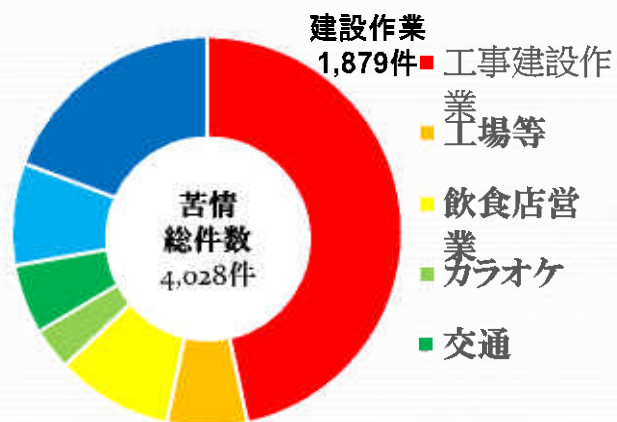
- 騒音振動の苦情は典型 7 公害の苦情のうち約 7 割で圧倒的に多い
- 次いで大気汚染、悪臭

公害とは

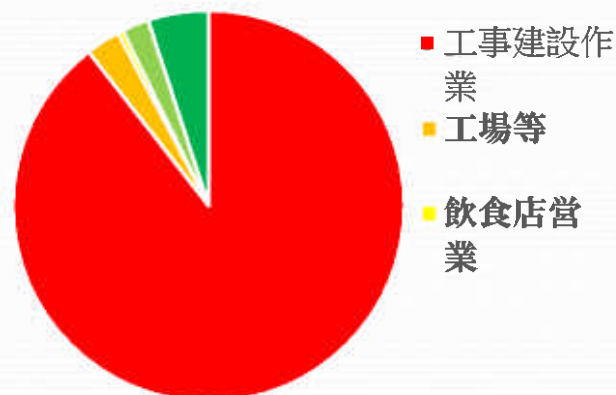
都内の騒音振動、悪臭

➤ 騒音苦情の約5割は、建設作業騒音

➤ 振動苦情の約9割は、建設作業振動



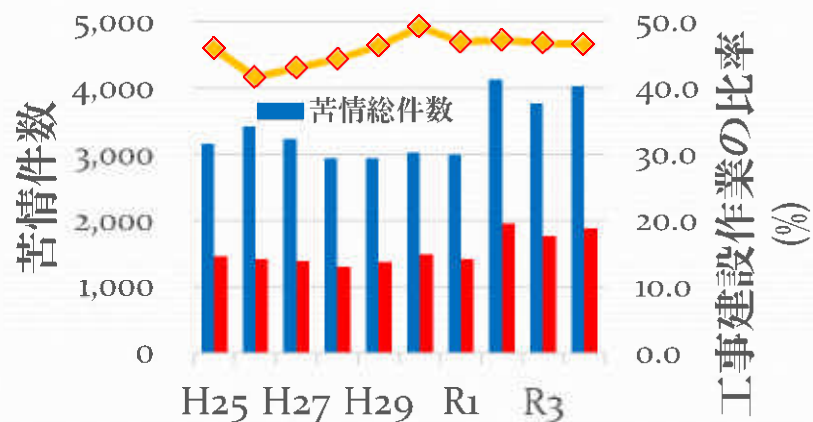
令和4年度 都内における騒音苦情件数



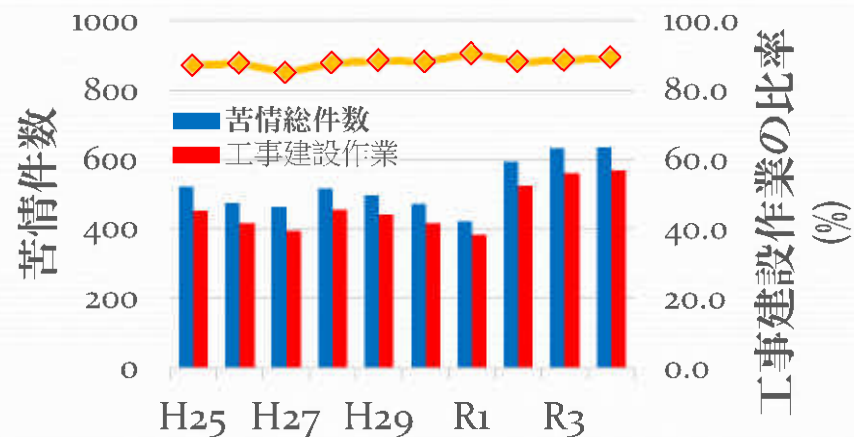
令和4年度 都内における振動苦情件数

東京都公害苦情統計調査より

公害とは 都内の騒音振動、悪臭



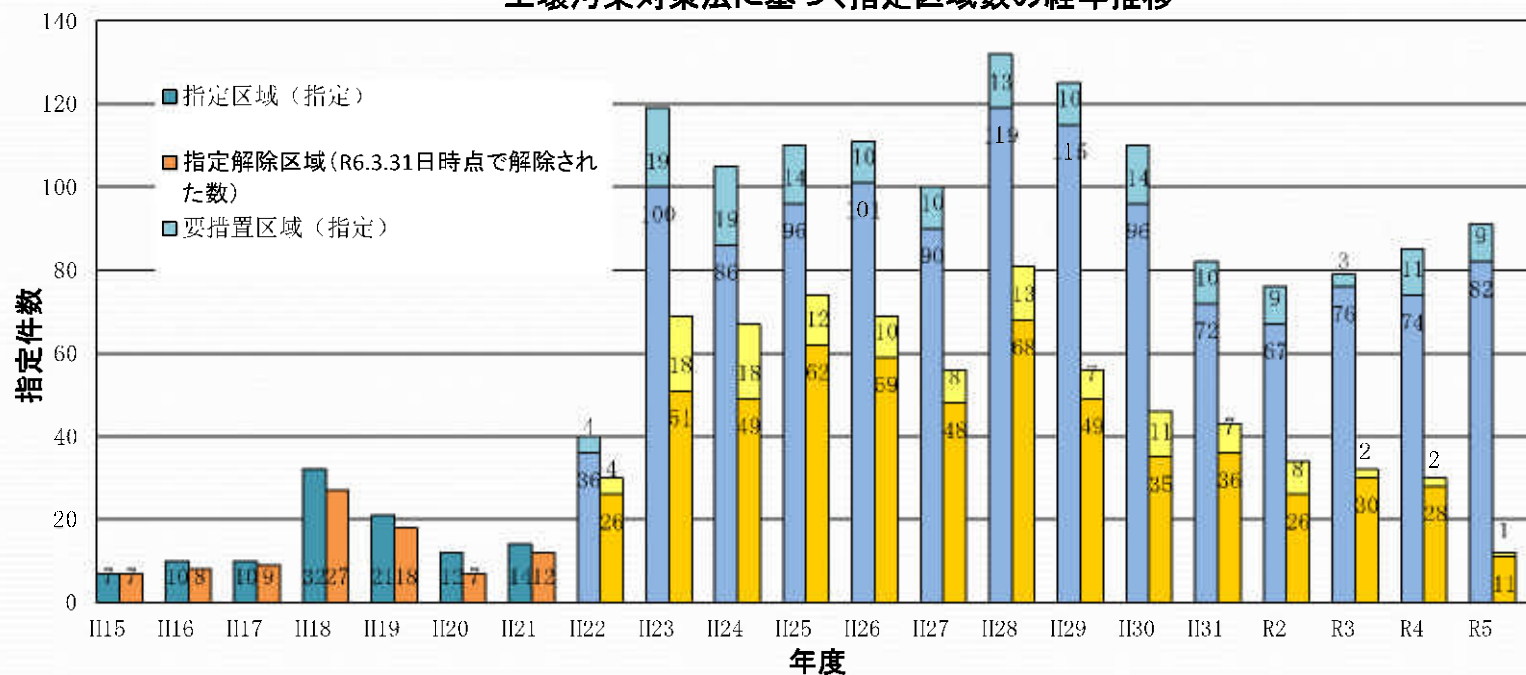
都内における騒音苦情件数の経年変化



都内における振動苦情件数の経年変化

公害とは 都内の土壌環境

土壌汚染対策法に基づく指定区域数の経年推移





公害とは

今後の公害行政

▶東京都環境基本計画(2022, 東京都)

戦略3-1 大気環境等の更なる向上

⇒＜2050年のあるべき姿＞世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境を実現している

PM2.5 2030年度：10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（各測定局の年平均濃度）

光化学オキシダント

2030年度：光化学スモッグ注意報※1発令日数0日

2030年度：全測定局で光化学オキシダント濃度※2 0.07ppm以下

※1 オキシダント濃度が0.12ppm以上になりその状態が継続すると認められるときに発令

※2 8時間移動平均値の日最高値の年間4位値の3年平均値

公害の歴史

- 写真集 記録「東京の公害」

<https://www.kankyo1.metro.tokyo.lg.jp/data/photo/scenery/index.html>

- 環境行政の歴史(2012年度)

- <https://www.youtube.com/watch?v=AMy0hr5vHPU> (1/3)

- <https://www.youtube.com/watch?v=xe64OsC9m3A> (2/3)

- <https://www.youtube.com/watch?v=MAVSPI-z00k> (3/3)

- 東京都の大気汚染対策(2012年度)

- <https://www.youtube.com/watch?v=Q6A5sZ4pu8U> (1/3)

- <https://www.youtube.com/watch?v=XKLop5v3r2I> (2/3)

- <https://www.youtube.com/watch?v=yeMx2UQhyt4> (3/3)





内容

1 環境確保条例※の基本的な義務

操業中の工場における基本的な届出等の再確認

2 環境法令等の最新の動き

※正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」であり、
本資料においては「環境確保条例」又は「条例」という。

環境確保条例

公害防止管理者の職務 (規則※第48条第2項)

- 当該工場を設置している者に対し、**条例の規定を誠実に遵守するよう助言**し、及び作業の方法、施設の維持等の技術的事項について、当該工場から**公害を発生させないよう監督**を行うこと。
- 当該工場の付近の**住民に対し**、当該工場の**公害の防止方法等について周知**させること。



本日説明するテーマ

⇒ 条例規定の基本である申請届出等

※正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」であり、本資料においては「環境確保条例施行規則」又は「規則」という。

環境確保条例

適正管理化学物質の使用量等の報告①

	適正管理化学物質の使用量等の報告
どのような時に	適正管理化学物質を100kg以上取り扱うとき
いつまでに	毎年6月末日まで
様式	適正管理化学物質の使用量等報告書(規則第28号様式)
条文の規定	第110条 工場及び指定作業場を設置している者で、規則で定める量以上の適正管理化学物質(性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。)を取り扱うもの(以下「適正管理化学物質取扱事業者」という。)は、事業所ごとに、毎年度、その前年度の当該適正管理化学物質ごとの使用量等の把握を行い、規則で定めるところにより知事※に報告しなければならない。 2 前項の場合において、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、主務大臣に排出量等の届出を行った者は、その届出を行った事項については、当該届出を行った年度における前項の報告を要しない。
罰則規定	科料に処する(第163条)

※区市にある工場の報告先は各区市長(以下同様) 15
16

環境確保条例

適正管理化学物質の使用量等の報告②

	化学物質適正管理制度(環境確保条例)	(参考)PRTR制度(化管法)
制度開始	2001(平成13)年10月	2001(平成13)年4月 (2010(平成22)年4月改正施行)※
対象物質 の着眼点	性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる物質として指定したもので、条例による濃度規制の対象物質にもなっているもの 59種類	人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する物質として指定されたもの 462種類※
報告対象	- 年間取扱量100kg以上の工場及び指定作業場 - 従業員数の規模要件はなし	- 年間取扱量1トン以上の製造業等24業種の事業所 - 従業員数21人以上
把握及び 報告内容	5項目 ・ 使用量 ・ 製造量 ・ 製品としての出荷量 ・ 環境への排出量 ・ 事業所外(廃棄物・下水道)への移動量	2項目 ・ 環境への排出量 ・ 事業所外(廃棄物・下水道)への移動量

※令和5年4月1日に改正あり(詳細はp33参照)

環境確保条例 現況届①

	現況届
対象	別表第8に掲げる工場
どのような時に	直近の認可(設置認可・変更認可)を受けた日から3年ごとに
いつまでに	30日以内
様式	工場現況届出書(規則第12号様式)
条文の規定	第86条 別表第8に掲げる工場を設置している者は、第81条第1項の規定による認可又は第82条第1項の規定による直近の認可を受けた日から起算して3年を経過することにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 工場の名称及び所在地 (3) 建物及び施設の状況 (4) ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況及びその防止の方法 (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
罰則規定	10万円以下の罰金に処する(第162条)

環境確保条例

現況届② 条例別表第8に掲げる工場

- 1 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉若しくは煅焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
- 2 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
- 3 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
- 4 動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
- 5 動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
- 6 レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
- 7 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋳打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場
- 8 金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
- 9 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

現況届③ 様式

領 土 主 權 式 (第 37 条 第 2 項)

[illegible]

環境確保条例

工場変更の認可①

	工場変更の認可
どのような時に	・業種並びに作業の種類及び方法 ・建物及び施設の構造及び配置 ・ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法 を変更しようとするとき
いつまでに	あらかじめ(60日前)
様式	工場設置(変更)認可申請書(規則第7号様式)※
条文の規定	第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。
罰則規定	15万円以下の罰金に処する(第161条)

※工場変更の認可でも工場設置認可申請書と同じ様式を使用

※申請手数料は7,600円(条例第83条)

※工事完了後は完成届が必要

環境確保条例

工場変更の認可② 【参考】設置認可

	設置の認可
条文の規定	第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。 2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 工場の名称及び所在地 (3) 業種並びに作業の種類及び方法 (4) 建物及び施設の構造及び配置 (5) ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法 (6) 自動車の出入口が接する道路の幅員 (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

環境確保条例

工場変更の認可③ 【参考】軽微変更

	軽微な変更(規則第32条)
条文の規定	(軽微な変更) 第32条 条例第82条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更であつて、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変化を伴わないものとする。 - 一 原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更 - 二 同一作業場内における施設の配置の変更 - 三 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更

環境確保条例

変更届・廃止届①

	変更届・廃止届
どのような時に	① 変更届 ・認可を受けた者の氏名、住所 （法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ・工場の名称、所在地 に変更があったとき ② 廃止届 ・工場を廃止したとき
いつまでに	30日以内（変更後又は廃止後）
様式	① 工場（指定作業場）氏名等変更届出書（規則第13号様式） ② 工場（指定作業場）廃止届出書（規則第14号様式）
条文の規定	第87条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
罰則規定	科料に処する（第163条）

環境確保条例

変更届・廃止届② 様式

第13号様式（第38条関係）

工場 指定作業場		氏名等変更届出書	
		年 月 日	
東京都知事 殿			
		住 所	
		氏 名	
（記入にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）			
工場 指定作業場	について次のとおり変更したので、都民の健康と安全を確保する		
環境に関する条例	第37条 第93条第1項において準用する同条附則第57条		
の規定により届け出ます。			
認可番号・年月日	第 号 年 月 日		
工場（指定作業場）の名称			
工場（指定作業場）の所在地			
変更 の 内容	変更前		
	変更後		
変更年月日			
変更の理由			
添付書類			

備考 1 「添付の欄」には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「移動先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移動である場合に、その移動予定先の所在地を記入すること。

（日本産業規格A列4番）

第14号様式（第39条関係）

工場 指定作業場		廃止届出書	
		年 月 日	
東京都知事 殿			
		住 所	
		氏 名	
（記入にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）			
工場 指定作業場	を廃止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例		
第93条第1項において準用する同条附則第57条	第37条		
の規定により届け出ます。			
認可番号・年月日	第 号 年 月 日		
工場 指定作業場	の名称		
工場 指定作業場	の所在地		
廃止年月日			
廃止の理由			
移動先の所在地			
添付書類			

備考 1 ①印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「移動先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移動である場合に、その移動予定先の所在地を記入すること。

（日本産業規格A列4番）

環境確保条例

承継①

	承継届
どのような時に	・工場を譲り受け又は借り受け ・相続、合併又は分割 したとき
いつまでに	30日以内
様式	工場(指定作業場)承継届出書(規則第15号様式)
条文の規定	第88条 第81条第1項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。 2 第81条第1項の規定による認可を受けた者について相続、合併又は分割(当該認可に係る工場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。 3 前二項の規定により第81条第1項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
罰則規定	料料に処する(第163条)

※承継届出書は、承継の事実を証明する書類の添付が必要(規則第40条)¹²⁵

環境確保条例 承継② 様式

第15号様式（第40条関係）

工場 承継届出書 指定作業場		年 月 日
東京都知事 殿		
住 所 氏 名		
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		
工場 指定作業場 の認可を受けた者の地位を承継したので、関係書類を添えて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第93条第2項において準用する第56条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。		
認可番号・年月日	第 号 年 月 日	
工場 指定作業場 の名称		
工場 指定作業場 の所在地		
承継年月日		
被承継人	氏名又は名称	
	住所	
承継の原因	1 譲受け 2 借受け 3 相続 4 合併 5 分割	
添付書類 		

備考 1 別紙の欄には、記入しないこと。
 2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
 3 「承継の原因」欄は、該当するものを ☐ で囲むこと。

（日本産業規格A列4番）

環境確保条例

事故届等①

	事故届
どのような時に	人の健康又は生活環境に障害を及ぼし又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させたとき
いつまでに	直ちに(応急措置、事故の状況及び講じた措置の概要を通報、届出)
様式	工場(指定作業場)事故届出書(規則第19号様式)
条文の規定	第98条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 工場の名称及び所在地 (3) 被害の発生年月日 (4) 被害者の氏名及び住所 (5) 被害の内容及び原因並びに被害の防止の措置 (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 (以下略)
罰則規定	10万円以下の罰金に処する(第162条)

環境確保条例

事故届等②

	事故再発防止計画書
どのような時に	事故が発生したとき
いつまでに	事故の発生の日から30日以内
様式	事故再発防止措置計画書(規則第20号様式)
条文の規定	第98条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。(中略) 2 前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から30日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。 3 前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 4 知事は、第1項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。
罰則規定	10万円以下の罰金に処する(第162条)

環境確保条例

事故届等③

事故再発防止措置完了届出書

どのような時に

事故再発防止計画に係る措置を完了したとき

いつまでに

速やかに

様式

事故再発防止措置完了届出書(規則第21号様式)

条文の規定

- 第98条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。(中略)
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から30日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。
 - 3 前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 知事は、第1項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。

罰則規定

10万円以下の罰金に処する(第162条)

事故届等④ 様式

图 7-1 自锁式 (见 4.4 节说明)

事故再発防止措置完了届出書

年 月 日

発 行 所

所 長

副 所 長

（記入にあたっては、所長等の署名及び印と事故防止対策印を必要とする）

年 月 日発生の事故に係る事故再発防止のための措置が、年 月 日提出の計画のとおり完了したのを、関係の措置と安全を確保する措置に照する是例第98条第3項の規定により届け出ます。

入職認可年月・年月日	年 月 日
所定就業開始日(年・月・日)	年 月 日
工場 名称	
工場 所在地	
作業内容	
作業完了年月日	年 月 日
事故再発防止の措置実施状況	
安全対策	

備考 ①第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条

環境確保条例

公害防止管理者の選解任①

	公害防止管理者選任(解任)届出書
どのような時に	公害防止管理者を選任したとき、解任したとき
いつまでに	速やかに
様式	東京都公害防止管理者選任(解任)届出書(規則第23号様式)
条文の規定	第105条 規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わせなければならない。 2 前項に規定する工場を設置している者は、同項の公害防止管理者を選任したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。同項の公害防止管理者を解任したときも、同様とする。
罰則規定	なし

環境確保条例

公害防止管理者の選解任② 様式

第23号様式（第48条関係）

東京都公害防止管理者		選任 解任		届出書	
				平成 月 日	
東京都 区 市 町 村		住 所			
		氏 名			
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び当該東京都に所在する場所）					
副都心の健康と安全を確保する施策に関する条例第105条第2項の規定により、当工場における 公害防止管理者を次のとおり選任・解任しましたので届け出ます。					
工場名称				※登録番号	
所在地				※受任年月	
代表者の氏名				備 考	
工場番号	区市町 番 号				
電話番号					
従業員数					
選任した 公害防止管理者	選任年月日	年 月 日		選任理由	
	役職名				
	氏 名				
	登録証番号	第 号			
	資格取得年月日	年 月 日			
連絡先	〒 市 区 町 番 号				解任理由
	氏 名				
選任した 公害防止管理者	選任年月日	年 月 日		選任理由	
	役職名				
	氏 名				
	登録証番号	第 号			
	資格取得年月日	年 月 日			
連絡先	〒 市 区 町 番 号				解任理由
	氏 名				
解任した公害 防止管理者	氏 名			解任理由	

備考
 ① 当の欄には記入しないこと。
 ② 届出書は、なおにその写しを「通知書（登録証）」の写しを添付すること。
 ③ 公害防止管理者が複数選任されている場合には、公害防止管理者の下欄に記入すること。

（東京都環境局記入用）

環境確保条例

表示板の掲出①

	表示板の掲出
どのような時に	-
いつまでに	-
様式	認可工場(表示板)(規則第11号様式)
条文の規定	第85条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、工場の名称、認可年月日、公害の防止に関する遵守事項その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。 (規則) 第36条 条例第85条の規定による表示板の掲出は、別記第11号様式による表示によらなければならない。 2 条例第81条第1項の規定による認可を受けた者は、前項の表示板の記載事項を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。
罰則規定	なし

環境確保条例

表示板の掲出② 様式

第11号様式(第36条関係)

認可番号	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
認 可 工 場	
認可年月日 認 可 者	
工 場 の 名 称	認可条件及び公害防止措置
工場設置者の氏名	
業 種	
公害防止担当部課 担当部課 責任者氏名 電話番号	

25.7センチメートル以上

36.4センチメートル以上

環境確保条例

届出・報告の提出先

工場の所在地	提出先
区市の区域	各区市環境所管部署
多摩地域の町村の区域	多摩環境事務所環境改善課
島しょの区域	環境局環境改善部大気保全課 ※大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管轄内は各支庁

様式の入手先

東京都環境局ホームページ

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security_ordinance/form.html



内容

1 環境確保条例の基本的な義務

操業中の工場に対する基本的な届出等の再確認

2 環境法令等の最新の動きについて



2 内容一覧

(1) 大気汚染防止法関係

- ア 大気汚染防止法施行令の一部改正(ボイラーに係る変更)
- イ 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等(アスベスト)

(2) 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

(3) 環境確保条例施行規則等改正に伴う通知

※本項目は改正の概要を記載したものにになりますので、詳細は各ホームページ等をご覧ください。
また、条例による上乗せ規制がある場合がありますので、各基準等は都の所管部署へご確認ください。

2(1)ア 大気汚染防止法施行令の一部改正(ボイラー関係、その1)

● 改正の背景

令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。

● 改正概要

大気汚染防止法施行令別表第1第1の項ボイラーについて、届出対象要件を改正。
(改正前)。

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、
又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること
(改正後)。

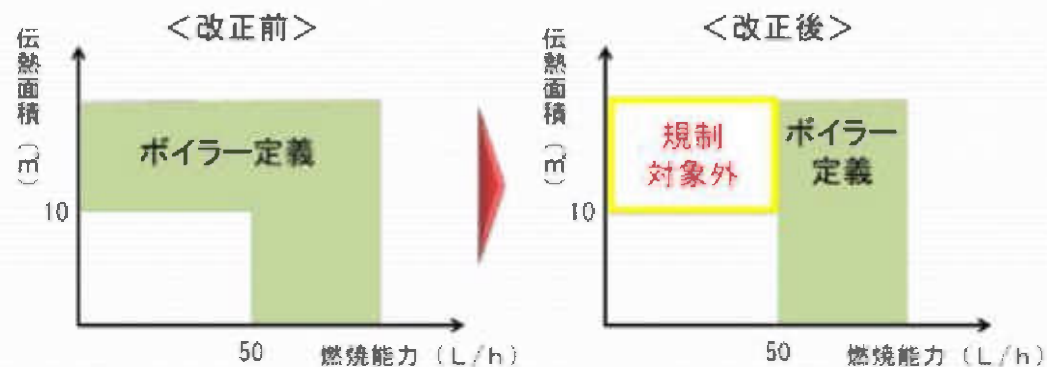
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

● 施行日

令和4年10月1日

2(1)ア 大気汚染防止法施行令の一部改正(ボイラー関係、その2)

- 本改正に伴うボイラー届出要件変更(イメージ図)



- 留意事項

一定規模以上のボイラーを設置する場合、引き続き工場設置(変更)認可申請又は指定作業場設置(変更)届等の手続きが必要

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について(令和3年9月24日)」

<https://www.env.go.jp/press/110025.html>

2(1)イ 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等(アスベスト)

● 改正背景

- ・石綿(アスベスト)の飛散防止対策として、**建築物**に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、**有資格者**(**建築物**石綿含有建材調査者等)が実施することを規定(令和5年10月1日施行)。
- ・**工作物**の事前調査についても、一部の場合を除き、**有資格者**(**工作物**石綿事前調査者等)が行うこととするため、**施行規則及び調査者告示**を改正等・・・(1)
- ・また、工作物のうち、**観光用エレベーターの昇降路の囲い**(建築物に該当するものを除く。)については、耐火被覆材等の石綿含有材料が使用されている可能性が高いことが明らかになったことから、「**特定工作物**」に追加するため、**特定工作物告示**を改正・・・(2)

● 改正概要

- (1) **工作物**に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、以下の者(有資格者)が実施することを規定
- ・**特定工作物告示の第1～5、7～11号の工作物**(炉設備・電気設備・配管及び貯蔵設備)
⇒ **工作物石綿事前調査者**
 - ・**特定工作物告示の第6、12～17号の工作物**(煙突・トンネルの天井板等)、**特定工作物以外の工作物**※
⇒ **工作物石綿事前調査者又は建築物石綿含有建材調査者等**
(※塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴う場合に限る。)
- (2) 特定工作物として「**観光用エレベーターの昇降路の囲い**(建築物であるものを除く。)」を追加(**第17号**)

● 改正スケジュール

- (1): 令和8年1月1日(一部除く)、(2): 令和5年10月1日(一部除く)

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(令和5年6月23日)

https://www.env.go.jp/press/press_01756.html

2(2) 水質汚濁防止法関係政省令等の改正

● 改正背景

六価クロム: 新たな科学的知見に基づき、環境基準変更(0.05→**0.02** mg/L)

大腸菌群数: 簡便な大腸菌の培養技術が確立され、よりふん便汚染を正確に把握できる指標である「大腸菌数」に環境基準変更

これらの環境基準変更を踏まえ、排水基準及び地下浸透基準の改正を実施

● 改正概要

-六価クロム化合物の排水基準の改**正**(0.5 mg/Lから0.2 mg/Lに改**正**)

(電気めっき業に対しては0.5 mg/Lの暫定排水基準を3年間適用)

-六価クロム化合物の地下浸透基準の改正(0.04 mg/Lから**0.01** mg/Lに改**正**)

-六価クロム化合物の地下水浄化基準の改**正**(**0.05** mg/Lから**0.02** mg/Lに改**正**)

-大腸菌群数の見直し(大腸菌数に変更、許容限度800 CFU/mL)

● 改正スケジュール

令和5年12月15日: 改正公布

令和6年4月1日: 六価クロム化合物に係る改正施行

令和7年4月1日: 大腸菌数に係る改正施行

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和6年1月25日)

https://www.env.go.jp/press/press_02672.html

環境大臣が定める排水基準に係る検定方法等の一部改正について(令和6年2月5日)

https://www.env.go.jp/press/press_02720.html

● 水質汚濁防止法と環境確保条例の整合

水質汚濁防止法関係政省令の改正に伴い、環境確保条例の整合性を確保するための改正を行った。

2(3)環境確保条例施行規則等改正に伴う通知(その1)

1 電子データ申請等の副本不要 (規則第82条関係、令和6年3月)

これまでは、申請等を行う場合、写し1通の添付を義務付けていた。このうち、電子情報処理組織を用いて申請等を行う場合について、写し1通の添付を省略可能とする。

2 土壌汚染対策に係る情報公開関連(規則第58条第1項関係、令和6年3月)

「汚染が確認されなかった土地」、「土地利用の履歴等調査結果」及び「搬出時の調査等により確認された自然由来等基準不適合土壌」についても台帳の対象

3 水濁法政省令改正に伴う条例排水基準の改正(条例別表第7関係、令和6年3月)

水質汚濁防止法の関係省令等の改正に伴い、同法と条例との整合を図るため、条例別表第7に規定する六価クロム化合物及び大腸菌に係る汚水の規制基準を改正

六価クロム 0.5 mg/L ⇒ 0.2 mg/L (公共用水域に排出される汚水 (水道水源水域新設工場除く))

0.04 mg/L ⇒ 0.01 mg/L (地下に浸透される汚水)

大腸菌数 大腸菌群数(3,000個/cm³) ⇒ 大腸菌数(800CFU/ml)



2(3)環境確保条例施行規則等改正に伴う通知(その2)

4 非常時における病院等の揚水量制限の一時的解除(規則第29条第3項関係、令和6年8月)

非常時※¹において、生命又は身体の安全の確保に著しい影響を及ぼすと認められる施設に対して、揚水量制限を一時的に解除する。

対象施設

(1) 病院その他の医療施設

(2) 社会福祉施設(通所のみにより利用されるものを除く。)

対象期間

上水が断水している期間

※1 非常時とは、地震又は上水道管破断事故などにより上水道による通常の給水が停止し、地下水の代替使用が必要となる状況を指す。



最後に

資料をご確認いただきありがとうございました。

引き続き、工場における公害の防止や適切な手続き等にご協力いただきますようお願いいたします。

※本資料で不明な点があれば、以下の担当宛てお問合せください。

環境局環境改善部大気保全課基準担当(03-5388-3482)